

死体解剖資格認定要領

最終改正：平成 15 年 12 月 16 日

第一 認定の基準

1 死体解剖保存法（昭和 24 年法律第 204 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項第 1 号の認定（以下「認定」という。）は、次に掲げる要件を満たす者で、遺族の感情に対する理解や死体に対する尊崇の念を有し、礼意を失することなく死体を取り扱うことができるものと認められるものについて行うものとする。

(1) 医師又は歯科医師にあつては、次のいずれかに該当する者

ア 医師又は歯科医師の免許を得た後、医学又は歯学に関する大学（大学の学部を含む。以下同じ。）の解剖学、病理学又は法医学の教室において、初めて解剖補助業務に従事した日から起算して 2 年以上解剖に関連する研究・教育業務に従事し、かつ、直近の 5 年以内に適切な指導者の下で 5 体以上につき解剖補助の業務に従事するとともに、15 体以上について自ら主として解剖を行った経験を有する者

イ 医師又は歯科医師の免許を得た後、年間 10 体以上の剖検例を有する病院、研究室、監察医務機関等において、初めて解剖補助業務に従事した日から起算して 2 年以上解剖に関連する研究・教育業務に従事し、かつ、直近の 5 年以内に適切な指導者の下で 5 体以上につき解剖補助の業務に従事するとともに、15 体以上について自ら主として解剖を行った経験を有する者

ウ 医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学又は法医学の教授又は助教授の職にあつた後離職した者であつて、離職後も継続して解剖に関連する研究・教育業務に従事するもの

エ アからウまでに該当しない者であつて、解剖に関してア又はイに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められるもの

(2) 医師及び歯科医師以外の者にあつては、次のいずれかに該当する者

ア 医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学又は法医学の専任講師の職にある者又はそれと同等と認められる者であつて、初めて解剖補助業務に従事した日から起算して 5 年以上解剖に関連する研究・教育業務に従事し、かつ、直近の 5 年以内に適切な指導者の下で 25 体以上につき解剖補助の業務に従事するとともに、25 体以上について自ら主として解剖を行った経験を有するもの

イ 医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学又は法医学の教授又は助教授の職にあつた後離職した者であつて、離職後も継続して解剖に関連する研究・教育業務に従事するもの

ウ ア又はイに該当しない者であつて、解剖に関してアに掲げる者と同等以上の知識・技能を有すると認められ、かつ、解剖に関する研究・教育業務に従事するもの

2 1の(2)のアに規定する専任講師の職にある者と同等と認められる者とは、次のいずれかに該当する者をいうものとする。

(1) 医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学又は法医学の講座に常勤している者であつて、助手として在職しているもの

(2) (1)に該当しない者であつて、直近5年間に、医学又は歯学(解剖学、病理学又は法医学に限る。)に関し相応の業績を発表した実績を有すると認められるもの

(3) (1)に該当しない者であつて、医学又は歯学に関する博士又は修士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有するもの

3 現に医学又は歯学に関する大学の解剖学、病理学若しくは法医学の教授又は助教授の職にある者については、法第2条第1項の規定により保健所長の許可を受けなくとも死体の解剖を行うことができるため、認定は行わないものとする。

第二 認定の申請に必要な書類

1 死体解剖保存法施行令(昭和28年政令第381号。以下「令」という。)第1条第1項の認定の申請は、死体解剖保存法施行規則(昭和24年厚生省令第37号。以下「規則」という。)第4号書式による申請書に、規則第5号書式による解剖経験証明書及び第5号の2書式による履歴書のほか、指導者の推薦状とともに、次の書類を添付して行うものとする。

(1) 第一の1の(1)(ウを除く。)に該当する医師及び歯科医師にあつては次の書類

ア 解剖調書(直近の5年以内の20体に係るものとし、別添の書式によること。)

イ 医師免許証又は歯科医師免許証の写し

(2) 第一の1の(1)のウに該当する者にあつては次の書類

ア 在職証明及び在職期間証明

イ 離職後の業務に関する証明書又は申立書

ウ 医師免許証又は歯科医師免許証の写し

(3) 第一の1の(2)のアに該当する者のうち専任講師の職にある者にあつては次の書類

ア 解剖調書(直近の5年以内の50体に係るものとし、別添の書式によること。)

イ 在職証明及び在職期間証明

(4) 第一の1の(2)のアに該当する者のうち専任講師以外の者にあつては次の書類
(ただし、ウ及びエについては、有する場合に限る。)

ア 解剖調書(直近の5年以内の50体に係るものとし、別添の書式によること。)

イ 在職証明及び在職期間証明

ウ 業績一覧(論文発表及び口演)

- ・直近5年間に筆頭著者として発表した論文の別刷又は写し
- ・直近5年間に行った口演(座長含む。)のプログラム等の写し

エ 学位を証明する書類

(5) 第一の1の(2)のイに該当する者にあつては次の書類

ア 在職証明及び在職期間証明

イ 離職後の業務に関する証明書又は申立書

(6) その他次に掲げる場合にあつては当該書類

ア 大学に所属する者で、病理以外の科の者が病理解剖についての認定を申請しようとするときは、医学部長、歯学部長又は病理学教授等の病理解剖の責任者の承諾書

イ 医療施設に所属する者で、病理部門以外の者が病理解剖についての認定を申請しようとするときは、認定を受ける必要性についての施設長の理由書

2 申請書類を作成するに当たっては、次の事項に留意すること。

(1) 死体解剖資格認定申請書について（規則第4号書式関係）

ア 申請書に手数料として令第1条第2項に定める金額の収入印紙を貼ること。また、消印は不要であること。

イ 主として解剖を行おうとする場所については、〇〇大学医学部〇〇教室又は〇〇病院などと具体的に記入すること。

(2) 解剖経験証明書について（規則第5号書式関係）

解剖を行った場所ごとに作成すること。

(3) 履歴書について（規則第5号の2書式関係）

ア 大学院生であるときは、学歴の「学校名、学部名」の欄に大学院での専攻を〇〇大学院病理学専攻などと記入すること。

イ 職歴に非常勤が含まれる場合にあっては、備考欄にその勤務状況を具体的に記入すること。

ウ 解剖歴として外国の施設での経験を勘案しようとする場合にあっては、認定を受けた後に解剖を行うことを予定している国内の施設の長又は大学の教授の意見書を添付すること。

(4) 推薦状について

推薦状の作成に当たっては、解剖に際して申請者が遺族の感情に対する理解や死体に対する尊崇の念を有するか否か、礼意を失することなく死体を取り扱うことを十分理解しているか否かを含めること。

(5) その他

解剖件数には、ネクロプシー（死後、生検針等で特定の臓器の病理組織を採取することをいう。）の件数は含まれないこと。